

町県民税申告相談のお知らせ

令和8年度（7年分）の町県民税の申告相談を行います。

申告が必要な方は、対象地区該当日に各会場へお越しください。

対象地区該当日については裏面をご確認ください。また、旧町村地区内であれば、該当日以外の申告相談も可能となっています。

○ 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、みなかみ町に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・ 給与収入があり年末調整をしていない方や、給与のほかに収入があった方
- ・ 公的年金等の収入のみで、各種控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更または追加がある方
- ・ 営業、農業、不動産などの収入があった方
- ・ 収入がなく、控除対象配偶者または扶養親族となっていない方

申告をしないと、国民健康保険税の軽減の判定要件から除外され減額できません。

また、児童手当や障害年金の受給、各種補助金、公営住宅入居、国民年金の免除申請、融資などの手続きに必要な各種証明書の交付が受けられないことがあります。

○ 申告が不要な方

- ・ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ・ 公的年金等の収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない方
- ・ 年末調整された給与収入のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方

○ 申告に必要なもの

- ・ 源泉徴収票（給与所得、公的年金等）
- ・ 収入を確認できる資料（収支内訳書、事業主の支払証明書、収入支出のわかる帳簿や領収書、通帳など）
- ・ 控除の種類に応じた領収書や証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の支払証明書）
- ・ 障害者控除を受ける方はその手帳または証明書
- ・ ふるさと納税等をされた方が申告をする場合は、寄附金受領証明書
- ・ マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証など本人確認書類
- ・ 所得税が還付になる場合は、振込口座の確認ができるもの

★ ★ ★ 申告相談におけるお願いと注意事項 ★ ★ ★

適正な申告や、混雑を軽減するため、次のことについてご協力をお願いします。

■ 土地や株式等の譲渡所得の申告、初年度の住宅借入金等特別控除の申告、青色申告
沼田税務署で申告をお願いします。沼田税務署☎22-2133（ダイヤルイン）

■ 営業、農業、不動産などの収入がある方

収支内訳書作成のための集計、領収書の整理、租税公課等の計算は事前に済ませておいてください。

■ 医療費控除を受ける方

医療費控除の明細書を作成する必要があるため、医療費通知（医療費のお知らせ）や、医療費の領収書（医療を受けた方・病院等ごとに整理集計したもの）をご準備ください。また、生命保険や高額療養費などによる補てんがある場合はその額が分かる書類等をご用意ください。

問合せ先：税務会計課住民税係

役場代表 62-2111（内線473） 住民税係 直通 25-5007

令和8年度（令和7年分）町県民税申告相談日程表

月	地区	日	曜日	前後	対象地区	会場	相談時間
2 月	新治地区	16	月	午前	永井・吹路・相俣	新治農村環境改善センター (湯宿温泉 2272-49)	9:00～16:00
				午後	猿ヶ京		
		17	火	午前	赤谷・浅地・恋越		
				午後	須川・谷地・東峰・坂下		
		18	水	午前	塩原・入須川		
				午後	笠原・師田・茅原・十二河原		
		19	木	午前	新巻		
				午後	今宿・下新田・湯宿		
		20	金	午前	布施(布施宿・箕輪)		
				午後	布施(上記以外の地区)		
		24	火	終日	上羽場・下羽場		9:00～14:00
2 月	水上地区	25	水	終日	藤原上・藤原中・藤原下	水上公民館 (湯原441)	10:00～15:00
		26	木	午前	大穴・鹿野沢		
				午後	栗沢・綱子・幸知・湯桧曽・谷川		
		27	金	午前	湯原	※水上地区内に住所がある方は、指定日以外の来場も可能です。ただし、混雑を避けるため出来るだけ指定日での来場をお願いします。	9:00～16:00
				午後	川上・阿能川		
		2	月	午前	高日向・寺間		
				午後	小日向・小仁田		
3 月	月夜野地区	3	火	午前	真政	中央公民館 (後閑321-1)	9:00～16:00
				午後	南区・竹改戸・小川島		
		4	水	午前	師		
				午後	下区・上区		
		5	木	午前	下牧		
				午後	中村		
		6	金	午前	町組(1～8組)		
				午後	町組(9～14組)		
		9	月	午前	上牧・大沼・奈女沢		
				午後	上組・小川・大峰		
		10	火	午前	渕尻・和名中・小和知・下石倉・上石倉		
				午後	後閑(駅一・駅二・上入一組・上河原)		
		11	水	午前	後閑(中村・下村・岩瀬・稗田・坂上・貝久保)		
				午後	後閑(上入二組・下入・新道)		
		全町	木	終日	全町(申告できなかった方) ※申告相談最終日は、大変混み合います。 早めの申告をお願いします。	中央公民館 (後閑321-1)	9:00～16:00
							9:00～15:00

■申告相談受付の期間中は、本庁及び各支所の窓口での申告相談はできません。